

【凡例】本文書では以下の意味で以下の言葉を用いる。

- クラブに所属する小学生・中学生・高校生・高専生等のことを「クラブ員」と呼ぶ。
- クラブに従事する代表者や指導者、会計担当者等を「スタッフ」と呼ぶ。
- 「新規クラブ」とは設立 6 か月以内のクラブを指す。
- 「運営主体」とは、クラブを運営している法人や任意団体、個人等のことを指す。

1 受入対象者

- (1) 三豊市(学校組合)立中学校全校及び三豊市在住の1～3年生が応募可能であること。ただし、三豊市外の生徒や中学生以外の受け入れは可とする。
- (2) 三豊市(学校組合)立中学校全校又は三豊市在住の1～3年生が3名以上参加していること。ただし、新規に立ち上げるクラブの場合はその限りではない。

2 活動内容

- (1) 活動の分野・種目は、以下のいずれかにあてはまるものであること。ただし、主として補習または受験対策を目的とするものは除く。
 - ① スポーツに関すること。
 - ② 文化・芸術・科学・学問に関すること。
 - ③ 社会的活動に関すること。
- (2) 教育方針・活動方針を以下の観点を意識して策定し、必要に応じてガイドラインを制定して指導者間の共有に努めること。
 - ① 活動種目・分野の技能や知識を向上させ、生涯を通じてスポーツ・文化・芸術・科学・学問・社会的活動等に親しむ基礎を培うこと。
 - ② 活動種目・分野に限らず発揮される思考力・表現力・判断力・コミュニケーション力等を育成し、子どもたちの主体性や人格の形成に寄与すること。
 - ③ 多様性を受容し、子どもたちのコミュニティ・居場所・様々な人との関わりの中での役割を果たすこと。
 - ④ 学校部活動の教育的意義の継承・発展を目指すこと。
- (3) 以下に当てはまる活動内容は認めない。
 - ① 宗教との関連があるもの
 - ② 反社会組織に関連するもの
 - ③ 教育上、青少年育成上で望ましくないもの
 - ④ 公序良俗に反するもの

3 会費

- (1) クラブにおいて定めることができるが、一般に多くの方が参加できるよう適度な金額に設定すること。

4 活動形態

- (1) 適切な活動計画を設定していること。
- (2) 各週の活動日数・活動時間については、「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を遵守し、適切な休養日を設けること。ただし、活動時間帯は問わない。
- (3) 活動期間・活動頻度については、原則として通年で定期的に活動すること。ただし、活動内容等によってやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 審査による認定後、最低1年間はクラブを運営する予定であること。
- (5) 活動場所については、特に指定は行わないが、以下の関連は認めない。
 - ① 宗教との関連があるもの
 - ② 反社会組織に関連するもの
 - ③ 教育上、青少年育成上で望ましくないもの
 - ④ 公序良俗に反するもの

5 運営・管理体制

- (1) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 2「活動内容」に該当するクラブ・教室等を運営した実績が1年以上あること。
 - ② スタッフ(代表者、指導者、会計等)は3名以上で構成していること。スタッフは、18歳以上(高校生は除く)とする。
- (2) 活動時にはスタッフ1名以上が必ず現場に立ち会い、安全・クラブ員管理に努めること。また、スポーツや怪我の可能性のある活動については、さらに1名以上のスタッフが立ち会う、または、待機すること。ただし、活動内容や活動人数によってはそれ以上の人数の立ち会いを要する。
- (3) 緊急時の連絡体制(保護者への連絡方法)を整えること。
- (4) 専門的な指導を行う場合は指導者の資格取得に努めること。

6 クラブ員の安全衛生管理

- (1) 活動場所・用具・備品について、チェックリストの作成や定期的な点検等、安全管理に努めること。
- (2) 適切な安全衛生管理体制を整備し、病気や熱中症、怪我等を防止すること。
- (3) 病気や熱中症、怪我、災害、不審者等の発生について、緊急時の対応方法・連絡方法を明確にし、迅速に対応できるよう努めること。
- (4) 全てのクラブ員やスタッフが傷害保険や個人賠償責任保険に加入すること。(公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への加入を奨励する。)ただし、インターネット上のみで活動する場合等、活動内容によって明らかに不要である場合はこの限りではない。

7 人権尊重・コンプライアンス

- (1) 性別や障がい、国籍、出生地などに関わらず全てのクラブ員・スタッフを公平に扱い、クラブ内の差別や偏見を無くすよう努めること。
- (2) 体罰やハラスメント、性加害の防止に努めること。
- (3) 性犯罪歴または青少年に対する犯罪歴のある者がスタッフにいないこと。
- (4) 労働基準法を遵守し、適切な労務管理に努めること。
- (5) 個人情報保護法に基づき、スタッフ並びにクラブ員及び保護者の個人情報を適切に管理すること。
- (6) 宗教及び反社会的勢力の排除を徹底すること。

8 規約遵守

- (1) 「放課後プラットフォーム登録クラブ規約」を遵守すること。